

令和8年度 企業誘致促進業務嘱託員(熊本県会計年度任用職員) 募集案内

1 職 名

企業誘致促進業務嘱託員 (熊本県会計年度任用職員)

2 職務内容

- ・ 誘致企業への補助金検査補助業務
- ・ 企業に係る情報収集業務
- ・ その他企業誘致に関係する業務 (変更の範囲) 雇入れ直後の従事すべき業務と同じ

3 採用予定人数

1人

4 勤務条件

- (1) 職 の 区 分 : 地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職
(2) 任 用 期 間 : 令和8年4月1日～令和9年3月31日

※ただし、勤務成績が良好で予算措置が継続される場合には、能力実証の結果、再度の任用を行うことがあります。

- (3) 勤 務 地 : 熊本県庁 企業立地課内 (変更の範囲) 変更なし

- (4) 勤 務 時 間 : 9:00～16:00 (週4日)、9:00～15:00 (週1日)

※1ヶ月につき20日以内、1週間につき29時間以内

- (5) 休 憩 時 間 : 12:00～13:00

- (6) 休 日 等 : 土、日、祝日

- (7) 休 暇 等 : 年次有給休暇 あり (6ヶ月間継続勤務した場合)

※ その他の有給休暇 (公民権行使等)、無給休暇 (介護休暇等) あり

- (8) 報 酬 等 : ①報酬日額 6時間7,428円～8,811円、5時間6,190円～7,342円

②通勤費用 実費相当額を支給

③期末手当 6月期:最大1.2625月、12月期:最大1.2625月

④勤勉手当 6月期:最大1.0625月、12月期:最大1.0625月

※1 実際の報酬日額は、上記金額の範囲内において、任用される方の募集職種と同一の公務経験の期間等に応じて決定されます。

※2 報酬等については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。(条例、人事委員会規則等が改正された場合は、当該改正を踏まえて額の決定や支給を行います。)

※3 概ね期末・勤勉手当の額は、任用期間における報酬の1月当たりの平均支給額(各種手当に相当する報酬の支給額は除く。)に本県会計年度任用職員としての在職期間に応じた月数を乗じた額となります。(勤勉手当は、人事評価の結果も踏まえて支給されます。)

- (9) 社 会 保 険 : 地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによる。

- (10) 公務災害等補償 : 地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。

- (11) 条件付採用 : 今回の採用は条件付採用となり、その期間は1月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。但し、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。

- (12) 地方公務員法の適用

: 地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

- ・ 服務の宣誓
- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・ 信用失墜行為の禁止

- ・秘密を守る義務
- ・職務に専念する義務
- ・政治的行為の制限

(13) 退職に関する事項

：地方公務員法及び熊本県職員の懲戒に関する条例、熊本県職員の分限に関する条例による

5 受験資格

- (1) パソコンの基本操作技術（ワード、エクセル等）を有する方
- (2) 普通自動車免許（A T限定可）を有する方

※ 次のいずれかの事項に該当する方は受験できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 試験の方法

個別面接による口述試験を実施します。

7 試験日程等

- (1) 日 時:令和8年2月5日(木)
- (2) 合格発表:令和8年2月12日(木)

8 応募方法

- ・応募者は、令和8年1月28日(水)までに、「採用試験申込書」を企業立地課企業誘致第1班へ持参又は郵送してください。(ハローワークを通じて申し込む場合は、ハローワークの「紹介状」を添付してください。)
- ・持参の場合、受付時間は、平日8:30～17:00までです。
- ・郵送の場合、必ず特定記録郵便としてください。
- ・応募者が一定数に達した場合は、上記期間内でも申込みを締め切ります。

【連絡先】〒862-8570

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

商工労働部 企業立地課 企業誘致第1班

電話：096-333-2329